

○学校法人専修大学役員及び評議員の報酬等の支給基準に関する規程

令和2年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第100条第1項及び学校法人専修大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第61条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 学校法人専修大学（以下「本法人」という。）の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、寄附行為第17条第2項及び第3項に定める理事長及び常勤理事並びに第32条に定める常勤監事並びに第6条に定める学長をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 学内非常勤役員 非常勤役員のうち、本法人が設置する大学の教職員である理事をいう。
- (5) 学外非常勤役員 非常勤役員のうち、学内非常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (6) 評議員 寄附行為第35条第1項の規定により選任された者をいう。
- (7) 学内評議員 評議員のうち、本法人が設置する大学の教職員である評議員をいう。
- (8) 学外評議員 評議員のうち、学内評議員以外の評議員をいう。
- (9) 報酬等 報酬、賞与、退職金又は退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。この報酬等には、本法人が設置する大学の教員又は職員の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び学外評議員に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与及び退職金
 - (2) 非常勤役員 報酬及び退任慰労金
 - (3) 学外評議員 報酬
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、学長については、教員としての給与、賞与、学長手当等が支払われていることから、常勤役員としての報酬及び賞与は支給しない。
- 3 寄附行為第5条に定める総長が推戴された場合の報酬等については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が決定する。
- 4 学内評議員に対しては、報酬等を支給しないものとする。
(報酬等の額)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める基準により算出される額
 - (3) 退職金 学校法人専修大学常勤役員退職金規程により算出される額
- 2 学内非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 報酬 別表第3に定める額
 - (2) 退任慰労金 学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程により算出される額
- 3 学外非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 報酬 別表第4に定める額
 - (2) 退任慰労金 学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程により算出される額
- 4 学外評議員に対する報酬等の額は、別表第5に定める額とする。
(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給日は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 報酬 専修大学の教職員の給与の支給日と同日
- (2) 賞与 専修大学の教職員の賞与の支給日に準ずる日
- (3) 退職金 学校法人専修大学常勤役員退職金規程に定める日

2 学内非常勤役員に対する報酬等の支給日は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 報酬 専修大学の教職員の給与の支給日と同日

(2) 退任慰労金 学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程に定める日

3 学外非常勤役員に対する報酬等の支給日は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 報酬

ア 上期報酬及び下期報酬 専修大学の教職員の賞与の支給日に準ずる日
(退任等により支給日に在任しない場合は退任等の後1か月以内の日)

イ 出席手当 各月の分につき翌月の専修大学の教職員の給与の支給日と同日

(2) 退任慰労金 学校法人専修大学非常勤役員退任慰労金支給規程に定める日

4 学外評議員に対する報酬等の支給日は、各月の分につき翌月の専修大学の教職員の給与の支給日と同日とする。

(報酬等からの控除)

第6条 税金、社会保険料等は、必要に応じて、報酬等の支給時に控除する。

(報酬の算出方法)

第7条 新たに役員に就任した者には、その就任日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、その退任日までの報酬を支給する。

3 役員が月の中途に就任し、退任し、又は解任された場合の報酬の額については、在任日数に応じ、その月の報酬月額を30(日)で除して得た日割り額によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときは、支給に当たってはこれを10円に切り上げ、控除に当たってはこれを切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第151条及び寄附行為第78条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 第2条第9号に該当しない通勤交通費その他の役員及び評議員の職務執行に当たって必要な費用の支給については、別に定める。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務は、理事長室秘書課の所管とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(内規の廃止)

2 学校法人専修大学役員の報酬に関する内規（平成16年10月8日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に理事及び評議員を兼務している者の報酬等の取扱いについては、当該者が理事及び評議員を兼務している間は、理事の報酬等のみ支給する。

附 則

この規程は、令和8年3月25日から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤役員の報酬

	月額報酬	
	基本月額	職務手当
理事長	800,000円	350,000円
専務理事		100,000円
常務理事		50,000円
常勤監事		30,000円

常勤役員が再任された場合は、基本月額を30,000円増額することができる。

また、理事長が再任された場合は、職務手当を50,000円増額することができる。ただし、その回数は、4回を上限とする。

別表第2（第4条関係）

常勤役員への賞与

上期賞与	専修大学の教職員の支給基準に準ずる。
下期賞与	

別表第3（第4条関係）

学内非常勤役員への報酬

月額報酬	30,000円
------	---------

別表第4（第4条関係）

学外非常勤役員への報酬

上期報酬	500,000円 支給対象期間は、前年12月1日から当年5月末日までとする。
下期報酬	500,000円 支給対象期間は、6月1日から11月末日までとする。
出席手当	役員の仕事による会議又は打合せの出席1日につき5,200円 行事等への出席については、支給対象としない。

別表第5（第4条関係）

学外評議員への報酬

報酬	評議員の仕事による出校1日につき11,000円 行事等への出席による出校については、支給対象としない。
議長手当	評議員会の議長を務めた場合1日につき5,200円

令和8年6月16日 理事会確認